

障害者自立支援居宅介護重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 もくせい会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	東京都福生市福生2300-4
電話番号	042-553-6633
代表者氏名	理事長 稲垣 美彦
法人の沿革	平成7年3月10日 法人認可
法人が所有する 事業所の種類・数	特別養護老人ホーム 1 短期入所生活介護 1 通所介護 1 訪問介護 1 居宅介護支援事業 所 1 地域包括支援センター 1 認知症対応型共同生活介護 1

2 事業所の概要

事業所の名称	ヨコタヘルパーステーション
事業所の所在地	東京都福生市福生2300-4
事業所の電話番号	042-539-3631
サービス提供地域	福生市内全域
営業日・営業時間	毎日 午前9時～午後5時30分
サービス提供曜日・時間	毎日 午前9時～午後6時 (必要と認めるときは、変更可)
事業所番号	1314100049 (平成18年10月1日指定)
運営方針	障害者がある有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
自己評価の実施状況	実施なし ※実施を検討中
第三者評価の実施状況	実施なし ※実施を検討中
職員への研修の実施状況	採用時研修、継続研修を必要に応じ実施

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者	1 (兼 1)		1 (兼 1)	社会福祉主事
サービス提供責任者	2 (兼 2)		2 (兼 2)	介護福祉士
ヘルパー		2 (兼 2)	2 (兼 2)	介護福祉士
		6 (兼 6)	6 (兼 6)	ヘルパー 2 級

4 サービスの内容

① 身体介護

食事介助	食事の介助を行いません。
入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(体を拭く等)、洗髪などを行いません。
更衣介助	更衣の着脱の介助を行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。

② 家事援助

調理	利用者の食事の用意・片付けを行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

③ その他のサービス

通院等介助 (身体介護を伴う)	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動の 為の介助、通院先等での受診等の手続き・移動等の介助 (院内介助を要する場合)を行います。

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。ただし、区市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費については、利用者に通知します。

①基本サービス単位表

下記表の利用料（居宅介護サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（3級地）の1単位単価（10.90円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。（1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

◎身体介護が中心

通院等介助（身体介護有）

	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	256単位	2,790円	279円
30分以上1時間未満	404単位	4,403円	440円
1時間以上1時間30分未満	587単位	6,398円	639円
1時間30分以上2時間未満	669単位	7,292円	729円
2時間以上2時間30分未満	754単位	8,218円	821円
2時間30分以上3時間未満	837単位	9,123円	912円
3時間以上	921単位	10,038円	1,003円
3時間から計算して30分を増すごとに	83単位	904円	90円

◎家事援助が中心

	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106単位	1,155円	115円
30分以上45分未満	153単位	1,667円	166円
45分以上1時間未満	197単位	2,147円	214円
1時間以上1時間15分未満	239単位	2,605円	260円
1時間15分以上1時間30分未満	275単位	2,997円	299円
1時間30分以上	311単位	3,389円	338円
1時間30分から計算して15分を増すごとに	35単位	381円	38円

◎通院等介助（身体介護無し）

	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106単位	1,155円	115円
30分以上1時間未満	197単位	2,147円	214円
1時間以上1時間30分未満	275単位	2,997円	299円
1時間30分以上	345単位	3,760円	376円
1時間30分から計算して30分を増すごとに	69単位	752円	75円
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	102単位	1,111円	111円

①初回加算 200単位

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った場合または居宅介護従業者が初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、加算されます。

②緊急時対応加算 1回につき100単位

利用者またはその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更等を行い、その事業所の居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない居宅介護を緊急に行った場合に、加算されます。

(2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用日の前日午後7時（日曜日は、午後5時30分）までにご連絡がない場合・・・2,000円

(4) その他

利用者の住居でサービスを提供するために必要となる水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、翌月28日までにお支払いください。

支払いは、原則として集金・持参・振込の方法でお願いします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 障害者自立支援居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は、契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当っては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が事業者に対し1週間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者や家族等が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

7 事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	立川 直樹
電話番号	042-539-3631
受付時間	午前8:30～午後5:30

当事業所以外に苦情・相談窓口で苦情を伝えることができます。

福生市役所 障害福祉課 042-551-1742

東京都社会福祉協議会運営適正化委員会 03-5283-7020

10 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者名	立川 直樹
----------	-------

令和 年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都福生市福生2300-4
(名称) 社会福祉法人 もくせい会
(代表者名) 理事長 稲垣 美彦
(説明者) 所属 ヨコタヘルパーステーション
氏名 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受け、了承しました。

利用者

(住所)
(氏名) 印

家族代表 (続柄)

(住所)
(氏名) 印

代理人 (間柄)

(住所)
(氏名) 印